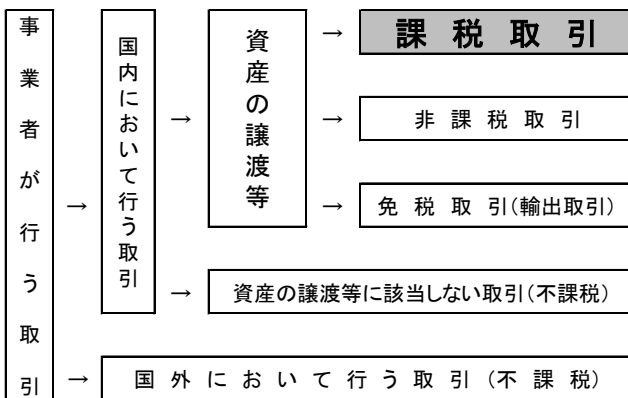


その経費、消費税は課税？非課税？免税？不課税？

●はじめに

消費税は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」について課される税金です。これに当たらない取引には消費税がかかりません。

消費税の納税額は、預かった消費税から支払った消費税を差し引いて計算することになります。したがって支払った経費が課税取引でなければ、消費税の納税額の計算において、経費計上することはできません。



●「資産の譲渡等」とは

「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供をいいます。

①資産の譲渡	商品の販売や建物の売買等
②資産の貸付け	事務所の賃貸や自動車のレンタルなどの賃貸料を受け取る取引等
③役務の提供	サービスの提供

●非課税取引の具体例

資産の譲渡等のうち、課税の対象としてなじまないものや、社会政策的配慮から消費税を課税しない取引をいいます。

- ① 土地の譲渡、貸付け

- ② 有価証券等の譲渡
- ③ 小切手、約束手形などの譲渡
- ④ 利子、保険料を対価とする役務の提供等
- ⑤ 印紙、証紙の譲渡
- ⑥ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ⑦ 国等が行う一定の事務に係る役務の提供
- ⑧ 外国為替業務に係る役務の提供
- ⑨ 社会保険医療の給付等
- ⑩ 介護保険サービスの提供
- ⑪ 社会福祉事業等によるサービスの提供
- ⑫ 助産に関するサービスの提供
- ⑬ 火葬料、埋葬料を対価とする役務の提供
- ⑭ 身体障害者用物品の譲渡や貸付け
- ⑮ 学校教育法に規定する学校等の授業料、入学金等
- ⑯ 教科用図書の譲渡
- ⑰ 住宅の貸付け（居住用のもの）

●免税取引の具体例

輸出取引に該当する取引については消費税が免除されます。

- ① 商品の輸出
- ② 国際輸送
- ③ 国際電話
- ④ 国際郵便など

●不課税取引の具体例

資産の譲渡等に該当しない取引や国外において行う取引をいいます。

- ① 給与・賃金
- ② 寄附金、祝金、見舞金、補助金等
- ③ 無償による試供品や見本品の提供
- ④ 保険金や共済金
- ⑤ 株式の配当金やその他の出資分配金
- ⑥ 資産について廃棄をしたり、盗難や滅失があった場合
- ⑦ 心身又は資産について加えられた損害の発生に伴い受ける損害賠償金

(田中 兼一)